

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2026 年 3 月末**までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2026 年 3 月末**までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年 4 月 1 日**までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 7 項および第 9 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026 年 3 月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないことになりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第 10 項」によって出願する者または学士の学位に相当する学位を取得しておらずかつ **2026 年 3 月末**までに取得見込みでない者は、出願に先立ち出願資格審査を受けてください。審査の手順・必要書類等については、11 月 10 日（月）までに学部事務 5 課 コミュニティ福祉学研究科入試担当へ E-Mail で必ず事前連絡のうえ、後述のように 11 月 27 日（木）までに、以下の A～F の書類を郵送で提出してください。なお、経歴により、追加の書類を求めることがあります。

A：履歴書および研究概要

入試要項掲載ページより所定の履歴書と研究概要をダウンロードし、記載してください。

B：出願資格第 10 項該当理由書

A4 判、横書き、2,000 字程度、様式自由

4 年制大学卒業と同等の学力があると考えた理由を学習、研究活動、社会的活動等を踏まえ、具体的に記載してください。

C：最終学歴の卒業証明書（全員）、学位取得証明書（日本以外の大学を卒業した者のみ）

最終学歴となる卒業証明書および学位取得証明書（原本）を提出してください。もし、退学などの理由で提出が難しい場合はお問い合わせください。

D：4 年制大学と同等の学力があることを裏付ける資料 5 点以内

例として、論文・学会発表などの研究業績、論文に匹敵するような報告書・記事など、学習歴や社会活動の実績を証明する資料などをまとめてください。

E：D の概要を A4 用紙 1 枚以内にまとめた資料

A4 判、横書き、様式自由

提出する資料の数にかかわらず、1 枚以内にまとめてください。

F：研究計画書

A4 判、横書き、4,000 字以内、様式自由

研究テーマ、問題意識、研究内容、研究方法、研究の意義について明記し、末尾に参考文献一覧（時数には含みません）を付記してください。

提出方法は郵送に限ります。上記の各書類を、市販の封筒を用いて **簡易書留・速達**で下記宛に郵送してください。封筒には「**出願資格審査書類在中**」と **赤字**で明記してください。

【郵送先】

〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

立教大学 新座キャンパス 学部事務 5 課 コミュニティ福祉学研究科入試担当 宛

◎出願資格審査の書類提出締切日は **11 月 27 日（木）**です。

※日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効

※日本国外から提出する場合は、締切日必着

審査結果については、出願受付開始までに回答書で通知します。出願資格が有ると判定された場合は、出願期間内に、所定の出願手続きを Web 出願システムより行ってください。

- (2) 出願資格第 3 項、第 6 項において最終学歴が、中国の大学の専科（3 年制）の場合には出願資格はありません。ただし、専科を卒業後に本科を卒業して 16 年の学校教育を修了した場合には出願を認めます。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件（3 頁参照）を満たす者。

3) 社会人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件（3 頁参照）を満たし、かつ、次の職歴上の条件に該当する者。

官公庁・学校・企業などの団体で出願時までに 2 年以上の就業経験がある、もしくは、福祉・医療その他何らかの社会的実践活動を出願時までに 2 年以上経験していると本研究科が認めた者で、2026 年 4 月 1 日に満 24 歳以上の者。

※出願後に「社会人入学試験」の受験資格が認められなかった場合、出願資格要件（3 頁参照）を満たしていれば「一般入学試験」に切り換えて受験を認めます。

4) 外国人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件（3 頁参照）を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者（2026 年 3 月末日までに卒業見込みの者を含む）。

※出願後に「外国人入学試験」の受験資格が認められなかった場合、出願資格要件（3 頁参照）を満たしていれば「一般入学試験」に切り換えて受験を認めます。

※日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、外務省の Web サイトを参照の上、速やかに査証取得をしてください。

【日本語能力について】 いずれの区分を受験した場合でも、入学にあたっては、授業、ゼミ、修士論文指導、修士論文執筆に支障が生じないレベルの日本語能力を必要とするので注意すること。